

鹿嶋市告示第28号

令和6年度鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月25日

鹿嶋市長 田 口 伸 一

令和6年度鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事（以下「耐震改修工事等」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で木造住宅耐震改修工事等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鹿嶋市補助金等交付規則（平成14年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 一戸建ての住宅（店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、住宅以外の用途の床面積が過半でないもの）であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - ア 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）に木材を用いたものであること。
 - イ 在来工法（土台、柱、はり、筋かい等を用いて建築物を組み立てる工法をいう。）により建築されたものであること。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、茨城県知事が認定した木造住宅耐震診断士が木造住宅の耐震性を評価することをいう。
- (3) 上部構造評点 耐震診断の対象となる木造住宅の各階及び各方向について、保有する耐力を必要耐力で除して得た値のうち、最小のものをいう。
- (4) 耐震改修設計 茨城県知事が認定した木造住宅耐震診断士が、木造住宅の耐震性の向上を目的として実施する耐震改修工事の計画策定を行うことをいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づき、基礎の補強及び土台、柱、筋かい、はり、壁等の補強又は改修を行う工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に存する木造住宅において耐震改修工

事等を行う者であって、当該木造住宅の所有者又はその親族とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 市税を滞納している者
 - (2) 当該木造住宅の所有者から承諾が得られない者
- (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する耐震改修工事等とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅であること。
- (2) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものであること。
- (3) 耐震改修工事により、上部構造評点が1.0以上となるものであること。

2 前項第1号に掲げる要件に該当するかどうかの確認は、建物登記日、課税年、建築工事請負契約日、建築確認日等により行うものとする。ただし、建築確認日より確認する場合は、建築確認日から建築工事完了日までの期間が著しく長期にわたらないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震改修工事に要する費用とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税の額を除く。）に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、耐震改修設計の契約を締結しようとする日の前日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事等実施計画書（様式第1号の2）
- (2) 案内図
- (3) 耐震改修工事に係る見積書の写し
- (4) 登記事項証明書又は評価証明書等住宅の所有者が分かる書類
- (5) 所有者以外の者が申請する場合にあっては、耐震改修工事等の実施に係る同意書（様式第2号）
- (6) 耐震診断結果報告書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和6年11月29日までに行うものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の計画変更等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに木造住宅耐震改修工事等変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（1）補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

（2）補助対象経費の変更をしようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、木造住宅耐震改修工事等変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により当該補助事業者に通ずるものとする。

（補助事業の廃止等）

第10条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、速やかに補助事業の廃止届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助事業者に通ずるものとする。

（耐震改修設計完了の報告）

第11条 補助事業者は、耐震改修設計が完了したときは、速やかに耐震改修設計完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）耐震改修設計に係る契約書の写し

（2）現況の各階平面図

（3）補強計画及び設計図書（補強工事後の上部構造評点が1.0以上となること
が分かるものを含む。）

（4）耐震改修工事の工程表

（5）現況写真

（6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類等を審査し、その結果を耐震改修設計確認通知書（様式第9号）により、当該補助事業者に通ずるものとする。

（耐震改修工事の着工）

第12条 補助事業者は、前条第2項の規定による通知を受けた後に耐震改修工事に着手するものとする。

（完了実績報告）

第13条 補助事業者は、耐震改修工事が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和7年1月31日のいずれか早い日までに、

完了実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）耐震改修工事に係る契約書の写し
- （2）工事監理報告書（様式第11号）
- （3）工事写真（施工中及び施工後）
- （4）耐震改修工事等に係る領収書の写し
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修工事等補助金確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、木造住宅耐震改修工事等補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （2）事業の途中で補助要件に合致しないことが明らかになったとき。
- （3）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知する。

3 補助事業者は、前項の規定により通知を受けた場合において、当該取消に係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金の交付を受けたいので、令和6年度鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 住宅の所在地 鹿嶋市

2 補助対象経費 円

3 交付申請額 円

4 工事完了予定日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 耐震改修工事等実施計画書（様式第1号の2）
- (2) 案内図
- (3) 耐震改修工事等に係る見積書の写し
- (4) 住宅の所有者が分かる書類（登記事項証明書又は評価証明書）
- (5) 所有者以外の者が申請する場合にあっては、耐震改修工事等の実施に係る同意書（様式第2号）
- (6) 耐震診断結果報告書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

私は、都市計画課が市税等の納付状況及び該当建築物の固定資産税に係る課税状況に関する情報について、補助金申請に必要な範囲で、市税等賦課徴収担当課から提供を受けることに同意します。

申請者氏名（署名） (生年月日 年 月 日)

※情報提供に同意しない場合は、納税証明書（市税に未納がないことの証明書）及び建築物の建築年月日を確認することができる書類を添付してください。

様式第1号の2（第7条関係）

耐震改修工事等実施計画書

建物概要	申請者氏名			
	住宅の所在地	鹿嶋市		
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他）		
	床面積	住宅部分	住宅以外の部分	合計
		㎡	㎡	㎡
	建築年月日	年 月 日		
建築確認	年 月 日 第 号			
耐震改修設計に係る設計者の概要	事務所名			
	代表者名	建築士名		
	所在地			
	電話番号			
耐震改修工事の工事監理者の概要	事務所名			
	代表者名	建築士名		
	所在地			
	電話番号			
耐震改修工事の施工業者の概要	施工業者名			
	代表者名			
	所在地			
	電話番号			
総事業費	円			
補助対象経費 （消費税の額を除く。）	円			
補助対象外経費	耐震改修設計に要する費用	円		
	耐震改修工事の工事監理に要する費用	円		
	耐震改修工事以外でかかる費用	円		
補助金交付申請額	補助対象経費×4/5（1,000円未満切捨て）※ただし、上限100万円		円	
事業予定期間	耐震改修設計	年 月 日 ～ 年 月 日		
	耐震改修工事	年 月 日 ～ 年 月 日		

※耐震改修工事の着手には、耐震改修設計完了の報告が済んでいること及び当該報告に対する確認通知の交付を受けていることが必要となります。

様式第2号（第7条関係）

耐震改修工事等の実施に係る同意書

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号

私が所有する次の住宅について、令和6年度鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱に基づく耐震改修工事等を実施することに同意します。

1 住宅の所在地 鹿嶋市

2 所有者 住所
(申請者以外の共有者) 氏名
電話番号

住所
氏名
電話番号

住所
氏名
電話番号

住所
氏名
電話番号

住所
氏名
電話番号

- 備考 1 この様式は、所有者以外の者が補助金の交付の申請をする場合又は所有者が複数人いる場合に使用してください。
- 2 不足する場合は、複数枚提出してください。

第 号
年 月 日

様

鹿嶋市長

印

木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金については、令和6年度鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付の可否	交付 ・ 却下
交付決定額	金 円
却下の理由	
附帯条件	<p>(1) 鹿嶋市補助金等交付規則（平成14年規則第4号）及び令和6年度鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱の規定に従うこと。</p> <p>(2) 事業内容の変更等がある場合は、速やかに木造住宅耐震改修工事等変更承認申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 耐震改修工事の着手には、耐震改修設計の完了の報告及び当該報告に係る確認通知の交付を受けていることが必要であること。</p> <p>(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合又はこの決定の内容等に違反した場合は、補助金の交付決定が取り消され、補助金の返還を求められることがあること。</p>

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者 住所
氏名
電話

木造住宅耐震改修工事等変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等事業について、事業内容等を変更したいので、令和6年度鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 住宅の所在地

2 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円
変更交付申請額	金	円
変更増減額	金	円

3 変更の内容

4 変更の理由

5 添付書類

- (1) 変更後の耐震改修工事等実施計画書(様式第1号の2)
- (2) 変更内容が分かる資料(変更後の見積書等)

様

鹿嶋市長

木造住宅耐震改修工事等変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで木造住宅耐震改修工事等変更承認申請のあった鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金については、令和6年度鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第9条第2項の規定により、年 月 日付け第 号による交付決定について下記のとおり変更を承認（不承認）したので通知します。

記

1 住宅の所在地

鹿嶋市

2 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円
変更増減額	金	円
変更交付決定額	金	円

3 不承認の場合の理由

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者 住所
氏名
電話

補助事業の廃止届出書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等事業について、事業を廃止したいので、令和6年度鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 住宅の所在地

2 廃止の理由

様式第7号(第10条, 第16条関係)

第 号
年 月 日

様

鹿嶋市長

木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した令和6年度鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金について, 次のとおり交付金額を取り消すことに決定したので通知します。

記

- 1 既交付決定通知額 金 円
- 2 取消理由

様式第8号（第11条関係）

耐震改修設計完了報告書

年 月 日

鹿嶋市長 様

報告者
住所
氏名
電話番号

年 月 日付けで交付決定のあった鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金について、耐震改修設計が完了したので、令和6年度鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 住宅の所在地 鹿嶋市

2 添付書類

- (1) 耐震改修設計に係る契約書の写し
- (2) 現況の各階平面図
- (3) 補強計画及び設計図書（補強工事後の上部構造評点が1.0以上となることが分かるものを含む。）
- (4) 耐震改修工事の工程表
- (5) 現況写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

様

鹿嶋市長

耐震改修設計確認通知書

年 月 日付けで報告のあった鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金の耐震改修設計の完了については、令和6年度鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第11条の規定により確認したので通知します。

様式第10号（第13条関係）

完了実績報告書

年 月 日

鹿嶋市長 様

住所
氏名
電話番号

年 月 日付けで交付決定のあった鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金について、耐震改修工事が完了したので、令和6年度鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 耐震改修工事の内容

工事場所	鹿嶋市
工事に要した経費	円
着工年月日	年 月 日
完成年月日	年 月 日

2 添付書類

- (1) 耐震改修工事に係る契約書の写し
- (2) 工事監理報告書（様式第11号）
- (3) 工事写真（施工中及び施工後）
- (4) 耐震改修工事等に係る領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第11号（第13条関係）

工事監理報告書

年 月 日

様

事務所名
所在地
代表者名
電話番号
工事監理者

鹿嶋市木造住宅耐震改修工事について、耐震改修工事等実施計画書のとおり実施されていることを確認したので、次のとおり報告します。

建築物の名称及び所在地				
建築確認番号	第 号			
建築確認年月日	年 月 日			
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
工事期間における主要な設計変更	変更年月日	変更された設計図書の種類	変更の概要	
主要な建築材料, 建築設備等が設計図書のとおりであることの確認	確認年月日	建築材料, 建築設備等の名称及び規格	名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
主要な工事が設計図書のとおり実施されていることの確認	確認年月日	確認事項	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要

工事完了時における確認	確認年月日	確認事項	確認結果の概要	
工事施工業者に与えた注意	注意年月日	注意の概要	工事施工業者の対応と建築主に対する報告の概要	
建築設備に係る意見	意見を聴いた年月日	意見を聴いた者の住所及び氏名	意見を聴いた者の勤務先の住所及び名称	意見を聴いた事項
備考				

注意事項

- 1 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。
- 2 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- 3 「工事施工業者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第3項に規定する注意について記入してください。
- 4 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第5項に該当する場合に記入してください。
- 5 備考の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項を記入してください。
- 6 ここに記入しきれない場合には、別紙に記入の上、添付してください。
- 7 同内容を記載したものであれば、様式は問いません。

様式第12号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

鹿嶋市長

木造住宅耐震改修工事等補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった木造住宅耐震改修工事等補助金
については、令和6年度鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第14条の規
定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 円

様式第13号(第15条関係)

年 月 日

鹿嶋市長 様

請求者 住所
氏名
電話番号

木造住宅耐震改修工事等補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった木造住宅耐震改修工事等補助金について、令和6年度鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額		円	
振 込 先	金融機関名		支店
	口座種別	普通	・ 当座
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

注 口座名義人は、請求者と同一であること。